

TMBニュース

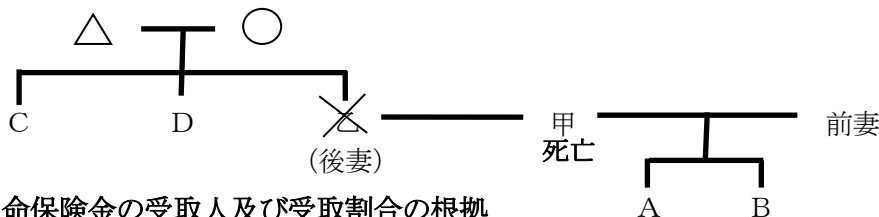


税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 12 月 8 日発行
 有 限 会 社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神田 康正
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケビ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

死亡保険金の受取人が被保険者よりも先に死亡している場合の受取人は？

1. 上記表題の事例

以下親族関係において、甲が契約者であり被保険者であった生命保険契約について受取人が乙と定められていたが、甲の死亡よりも先に乙が亡くなっていた。この場合の死亡保険金の受取人はどうなるのか？



2. 民間の生命保険金の受取人及び受取割合の根拠

(1) 受取人の根拠

【保険法 46 条】・・・①

「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険受取人となる」

【最高裁判例平成 5 年 9 月 7 日判決】・・・②

「指定受取人の法定相続人が複数存在し、保険契約者兼被保険者が右法定相続人の一人である場合においても同様である。」・・・※甲も指定受取人乙の法定相続人に含まれるの意

①②より、乙の相続人である C、D、甲が受取人となる。

【旧商法 676 条 2 項についての大審院大正 11 年 2 月 7 日判決における保険金受取人の意義】・・・③

「保険金受取人として指定された者(指定受取人)の法定相続人又はその順次の相続人であつて被保険者の死亡時に現に存する者をいうと解すべきである。」

また、③より今回のケースの場合、受取人となる法定相続人甲は死亡している為、その順次の相続人とは、A、B を指すことになる。

(2) 受取割合の根拠

【最高裁判例平成 5 年 9 月 7 日判決】

「指定受取人の法定相続人とその順次の相続人とが保険金受取人として確定した場合には、各保険金受取人の権利割合は、民法 427 条(分割債権及び分割債務)の規定の適用により、平等の割合になるものと解すべきである。」・・・※民法 427 条「数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。」

【最高裁判例平成 6 年 7 月 18 日判決】

「保険契約において、保険契約者が死亡保険金の受取人を『相続人』と指定した場合には、特段の事情のない限り、右指定には、相続人が保険金を受け取るべき権利の割合を相続分の割合による旨の指定も含まれているものと解するのが相当である。」

上記根拠により、上記事例の場合の受取人は、指定受取人乙の法定相続人である C、D と甲の法定相続人(順次の相続人)である A、B となる。また、その受取割合については上記判決によると、保険契約の約款上受取人を「特定の者」としていれば受取人らで均等に分割することになり「相続人」としていれば受取人らで法定相続することとなると解されるが、上記事例では「特定の者」の場合と解される為、A、B、C、D で均等に受け取るものと思われる。

4. まとめ

上記の通り被保険者よりも先に受取人が死亡していた場合、思わぬ形で死亡保険金の受取人となるケースが出てきます。それと同時に思わぬ形で相続税の納税義務者になる可能性もあります。残される方々に思わぬ問題を残さない為にもぜひ一度生前に保険契約の整理と受取人の把握をされてはいいかがでしょうか？税務面も含めて弊社でお手伝い致します。